

第1章 排水設備工事関係法令等の概説

第1節 用語の意義

法 : 下水道法
施行令 : 下水道法施行令
条例 : 横浜市下水道条例
規則 : 横浜市下水道条例施行規則
指定規則 : 横浜市排水設備指定工事店規則
貸付規則 : 横浜市水洗便所設備資金助成及び貸付規則

1 下水

〈法第2条第1項第1号〉

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

汚水とは、人間の消費生活又は生産活動に伴って生ずるすべての不要な水をいいます。また、雨水とは、単なる雨水の集まりのみならず、雪どけ水はもちろん湧水その他不要な自然水をいいます。

2 下水道

〈法第2条第1項第2号〉

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿^り尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

3 公共下水道

〈法第2条第1項第3号〉

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共下水道を設置するためには、法第4条以下の規定に基づき、公共下水道事業計画を定めて国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

公共下水道の事業計画が認められた区域を下水道事業の「認可区域」といい、この認可区域内において公共下水道が建設されます。

4 終末処理場

〈法第2条第1項第6号〉

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

5 排水区域

〈法第2条第1項第7号〉

公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

[参考] 法第9条第1項

公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域、その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

6 処理区域

〈法第2条第1項第8号〉

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

排水区域及び処理区域の公示（告示）は、横浜市報に登載しています。また、その関係図面を各区土木事務所において縦覧しています。

[参考] 法第9条第2項

法第9条第1項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「厚生労働省令、国土交通省令、環境省令」と読み替えるものとする。

7 未処理区域

処理区域以外の区域をいう。

8 一般下水道

〈条例第32条〉

横浜市が管理する公共下水道以外の下水道及び水路をいう。

従来、下水道法の適用を受けない下水道あるいは河川法の適用又は準用を受けない水路・普通河川等はなんら法的な裏付けがなく、管理が十分に行われていませんでした。

そこで、昭和48年6月の条例の制定に伴いこれらを一般下水道としてとらえ、条例による管理を明確にしました。

かんがい用排水路のようなもの他に管理者のいるものは除かれますが、その他の水路は、以後本市が管理しています。

また、この一般下水道に対する規定の内容についても公共下水道と同様のものでもあります。すなわち、行為の許可、占用の許可、土木・建築工事等による一時使用、横浜市以外の者の行う工事（自費工事）及び暗きよである一般下水道に流入させるための宅地内の排水施設に関する規定等それぞれ公共下水道の規定を準用しています。

第2節 排水設備

1 排水設備の定義

〈法第10条第1項抜粋〉

その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水^{きよ}渠その他の排水施設をいう。

下水道法では、排水区域の土地・建物等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ及びその他の排水施設を排水設備と称しており、単なる排水管きよの総称である排水施設とは区別しています。したがって、排水設備の範囲としては、汚水については生活等の用に供させて使命の終わった水を排除するための台所、洗面所等の器具の流し口又は浴室等の流し口から公共下水道に流入させるためのます（以下「接続ます」という。）まで、雨水については建物の屋根又は地表に達した雨水を集水排除するための雨どい又はますから接続ますまでということになります。

2 排水設備の確認範囲

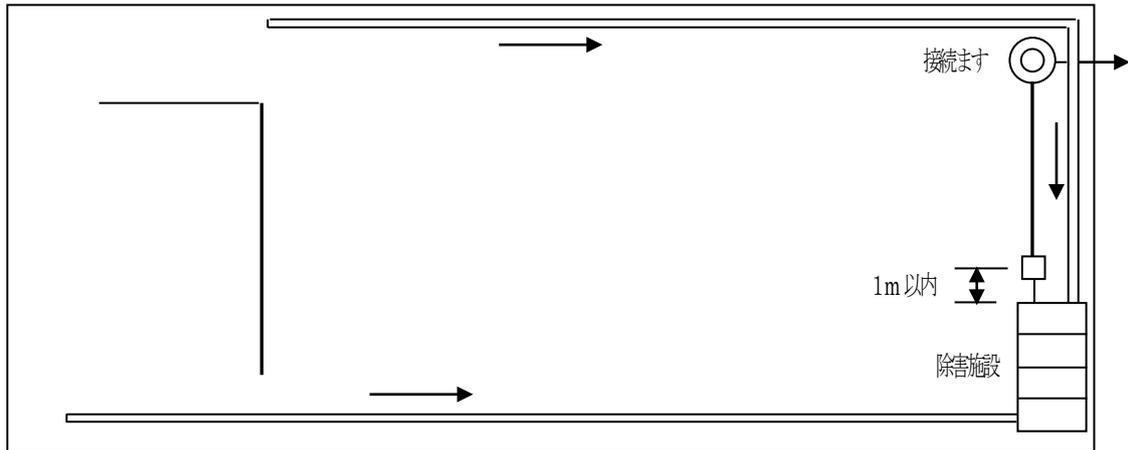
排水設備は、法第10条において「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ及びその他の排水施設」と想定しており、また標準下水道条例では、「屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。」としていますが、本市においては、条例第4条における、排水設備の計画確認を受ける範囲を、原則として、その土地の下水又は建築物から屋外に排除された下水が最初に流入するます（以下「第1ます」という。）から接続ますまでとしています。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合にあっては、それぞれの定めるところによるものとします。

(1) 除害施設を設置する場合

原則としてその施設から1メートル以内に設けるますから接続ますまでとします。

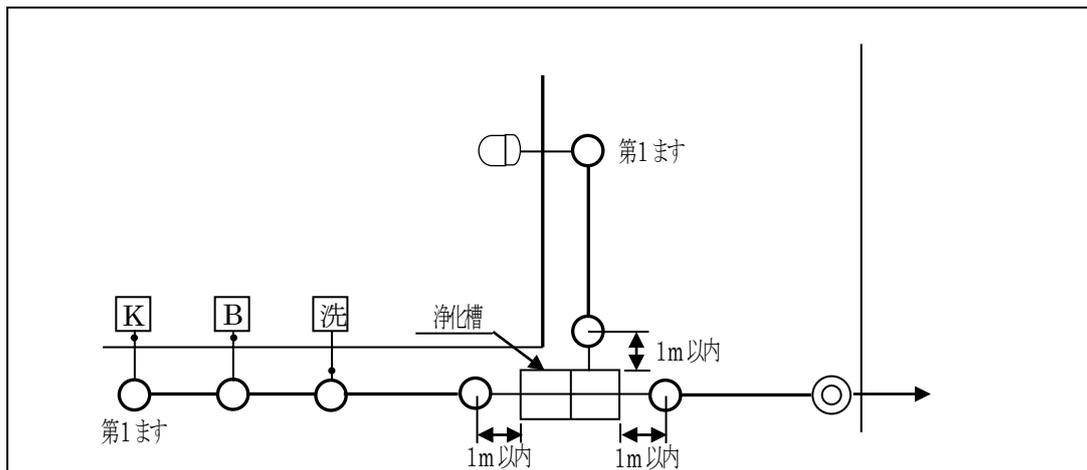
図1-1



(2) 浄化槽を設置する場合

原則として、第1ますから浄化槽の流入口まで、及び流出口から接続ますまでとします。

図1-2

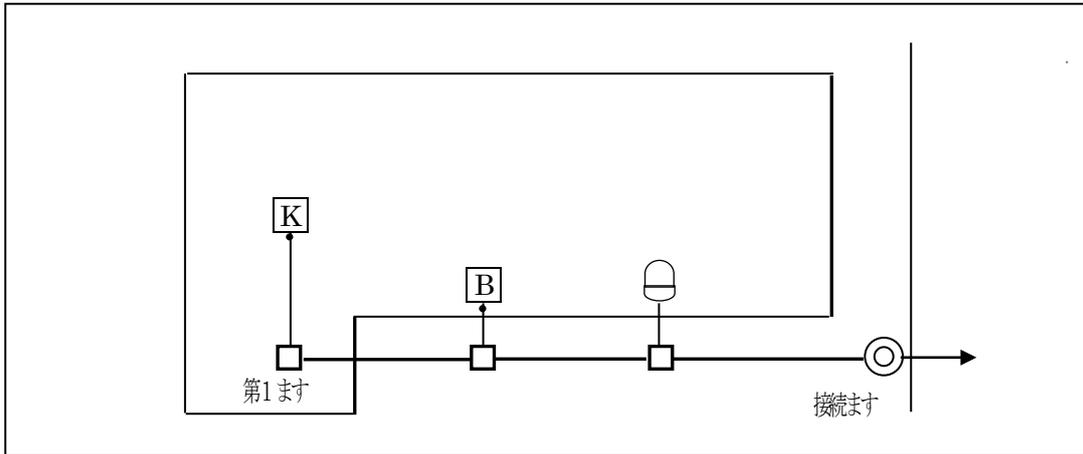


生活排水以外の工場排水、雨水、プール排水、洗車排水、冷却排水、受水槽等のドレイン排水、温泉排水などは浄化槽へ流入させることはできません。

(詳細は「横浜市浄化槽指導基準」を参照してください。)

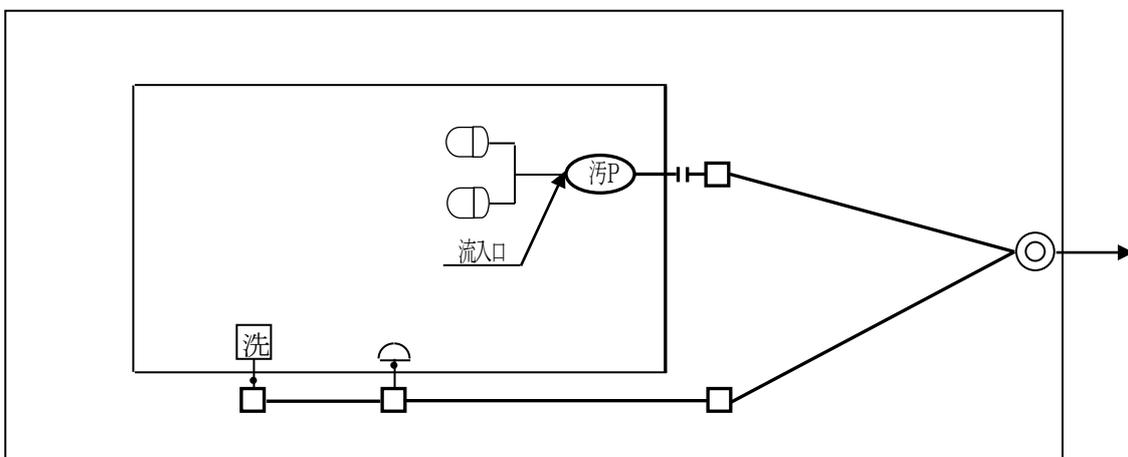
- (3) 屋外に設ける排水設備に相当する部分をやむを得ず屋内に設ける場合
屋外に設置する第1ますに相当する部分から接続ますまでとします。

図1-3



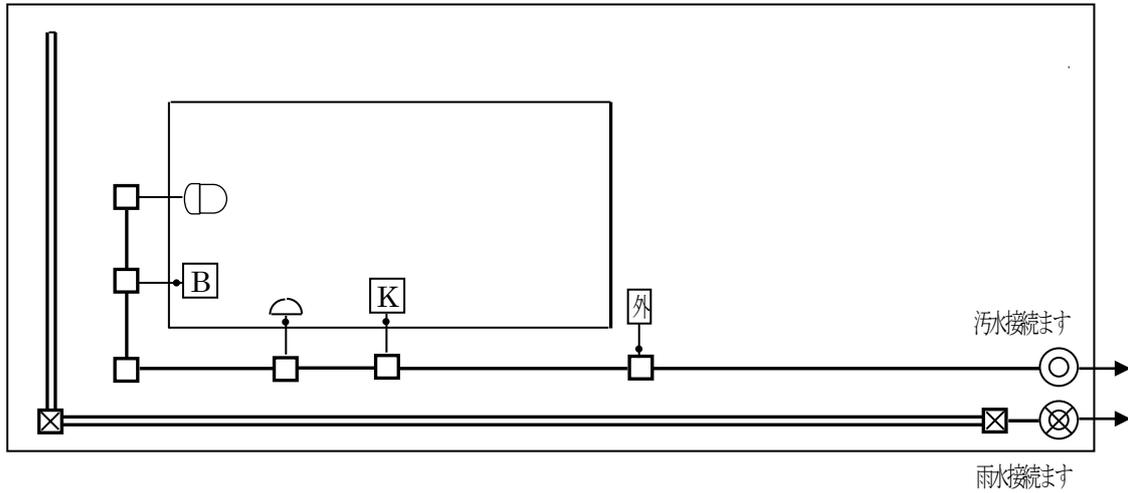
- (4) 排水ポンプより汚水を排出するための施設（以下「地下排水槽」という。）を設けた場合（第4章参照）
地下排水槽の流入口から接続ますまでとします。

図1-4



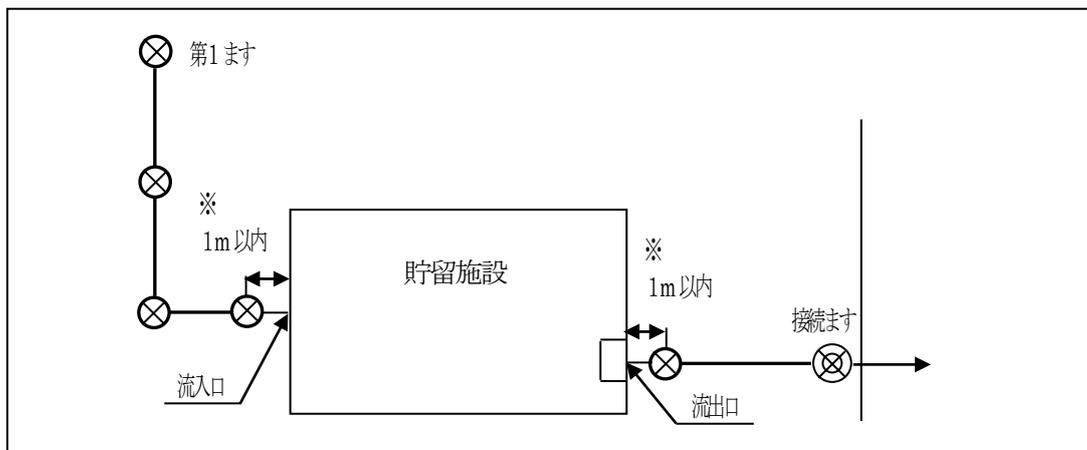
- (5) 雨水の排水設備としてすべて開きよを使用する場合
 接続ますまでの開きよのすべてとします。

図1-5



- (6) 貯留施設（遊水池、調整池）を設置する場合
 第1ますから当該施設の流入口まで、及び、流出口から接続ますまでとします。

図1-6



※貯留施設に管理用人孔がある場合は必要ありません。

また、公共下水道に下水を流入させるために必要な排水設備は単にその土地の下水が公共下水道に流入すればよいというものではなく、公共下水道を補完するものとして公共下水道の技術上の基準に準じて設置しなければなりません。これは、公共下水道施設を管理する立場から、その計画上、一定の水量、流速又は水質等の保持及び排水設備の適正な接続等を期し、公共下水道施設の機能の保全を図らなければならないからです。

このような観点から、排水設備の設置又は構造については建築基準法その他の法令の適用がある場合は、それらの法令の規定によるほか、施行令第8条に定める技術上の基準によるとともに、本市において排水設備等の工事を行うときは条例第3条（排水設備の接続方法等）、施行規則第3条（排水設備の技術上の基準）及び第4条（排水設備の施工方法）によらなければなりません。

また、構造の詳細については、本要覧「第3章排水設備の技術上の基準」又は「横浜市下水道設計標準図」（以下「設計標準図」という。）によらなければなりません。

なお、本市の場合、下水を暗きょである一般下水道に流入させるために設ける排水管、排水きょ及びその他の排水施設についても公共下水道に流入させる場合と同様に排水設備の規定を適用しています。

また、特定事業場からの排水系統も排水設備の対象になりますので、一般の汚水及び雨水系統とは別に排水してください。（P1-21）

3 供用開始に伴う義務等

供用開始及び処理開始の公示（告示）は、公共下水道が使用できるようになったこと、又は終末処理場により下水が処理されるようになったことを知らせるばかりでなく、区域内の市民や事業所などに対して次のような義務等を課しています。

- * 排水設備の設置義務（法第10条）
- * くみ取便所を水洗便所に改造する義務（法第11条の3）
- * し尿浄化槽の廃止義務（条例第15条）
- * 処理区域内の新築家屋は直接放流式による水洗便所以外の便所の禁止
(建築基準法第31条、条例第14条)
- * 排出水の規制が水質汚濁防止法から下水道法へ適用変更
- * 下水道使用料の徴収（条例第18条）

(1) 排水設備の設置義務等

ア 排水設備の設置義務

〈法第10条第1項抜粋〉

公共下水道の供用が開始された場合においては、その公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

各家庭や工場等の下水が公共下水道に流入されず、依然として地表に停滞し、又は在来の水路等を流れていたのでは、公共下水道がいかにか完全に整備されても、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を図ろうとする法の目的は達成されないため、「利用の強制」の規定が設けられています。

水洗化工事について

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/suisenka.html>)

イ 排水設備の設置義務者

〈法第10条第1項抜粋〉

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者（注1）
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者（注2）
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

公共下水道の供用開始に伴い、排水設備を設置しなければならない場合、その義務を負う者が定められています。

（注1） 「建築物の敷地である土地」とは、既に建築物がある土地をいいます。

（注2） 「建築物の敷地でない土地」とは、建築物がない土地をいいます。

(2) 水洗便所への改造義務等

〈法第11条の3第1項抜粋〉

処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

〈法第11条の3第3項〉

公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。

ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りではない。

公共下水道は、都市の環境衛生の向上に資するもので、特に処理区域となった場合、終末処理場により、し尿の処理が可能となるため処理区域の公示後は、速やかにくみ取便所を水洗便所に改造して、し尿の収集という二重投資は避けなければなりません。そこで、法第11条の3においては、水洗便所への改造義務

を規定しています。この改造義務は、建築物の所有者（家主）に課していますが、建築物の占有者（借家人）が、家主の同意を得て自ら改造することは一向に差し支えありません。この場合、家主は本来自己が改造義務者であることを考えれば、同意を与える社会的責任を有しているといわなければなりません。

(3) し尿浄化槽の廃止

（条例第15条第1項）

処理区域内においてし尿浄化槽^{せうじゆ}が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始する日から3年以内に、そのし尿浄化槽^{せうじゆ}を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしなければならない。

（条例第15条第2項）

市長は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該し尿浄化槽^{せうじゆ}を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにすることを命ずることができる。

ただし、当該建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合、し尿浄化槽^{せうじゆ}を廃止するのに必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該し尿浄化槽^{せうじゆ}を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしていないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

処理区域外の区域で水洗便所を設ける場合、し尿浄化槽が必要なことは建築基準法第31条第2項に規定するところでありますが、これら区域が処理区域になれば、し尿浄化槽は不要となり、水洗便所から公共下水道へ直接放流できるようになります。この不要となったし尿浄化槽を廃止しない場合、し尿浄化槽

から発生する汚泥の処分等維持管理に不必要な費用がかかるだけでなく、維持管理が不十分であると環境衛生の面からも好ましくないこととなりますので、し尿浄化槽の廃止を義務付けています。

また、処理区域について公示（告示）した下水の処理を開始すべき日から3年を経過した後もし尿浄化槽を廃止していない建築物を取得した者に対しても、同様にし尿浄化槽^{せうじゆ}の廃止義務が課せられています。

(4) 水洗便所新設

（法第10条第3項）

第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（建築基準法第31条第1項抜粋）

下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所以外の便所としてはならない。

4 排水設備の接続方法

(条例第3条抜粋)

排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行なおうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、取付管（他人の設置した排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。第2号及び第3号において同じ。）に接続させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては汚水管渠の取付管に、雨水の排水設備にあつては雨水管渠の取付管その他の排水施設に接続させること。ただし、規則で定める場合で、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 下水道法施行令第9条の3第2号の規定により公示した区域又は第6条第8項若しくは第8条の2第4項の規定により市長が告示した区域（以下「前処理区域」と総称する。）内において、それぞれの処理施設に係る公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、当該公示又は告示に係る下水の種類ごとに分離し、当該下水の種類ごとに設けられた下水管渠^{きよ}の取付管に接続させること。

条例第3条第3項の「下水道法施行令第9条の3第2号の規定により公示した区域又は第6条第8項若しくは第8条の2第4項の規定により市長が告示した区域内」は、本市では「金沢区鳥浜町、昭和町及び福浦二丁目の一部」が該当します。

また、雨水を汚水管きよへ接続すると、マンホールから下水があふれたり、水再生センターでの処理を困難にする恐れがあり、また、汚水を雨水管渠等に接続すると、河川や海に流出することになるため、慎重な設計、施工が望まれます。

5 排水設備等の計画の確認

(1) 排水設備等の計画の確認

〈条例第4条〉

排水設備の新設等を行なおうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。(注1)(注2)

〈条例第37条抜粋〉

第2章第1節及び次条の規定は、下水を暗渠^{きょ}である一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きょ}その他の排水施設の設置等を行う場合に準用する。

(注1) 確認とは、法律事実又は法律関係の存否を認定することをいい、公の機関が単に法律事実又は法律関係の存否についての判断を表示するものである。

(注2) 水洗便所の新設において、汚水^{けず}のみの排水設備を計画するだけで、雨水については、雨樋の立て管だけを計画図に表示するのみの排水設備計画確認申請は提出しても確認することはできません。法令、条例により雨水排水設備は設置するようになっています。ただし、接続先の市道等に雨水本管、雨水排水施設等が無い場合にあっては、事前に区土木事務所若しくは管路保全課に相談ください。

〈根拠法令・条例等〉

- ・下水道法第10条→下水道法施行令第8条第1項
- ・建築基準法第19条第3項→建築基準法施行令第129条の2の4第3項
- ・横浜市下水道条例第3条

条例の規定に基づいて提出される排水設備等の計画の確認は、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及び条例の規定に適合しているものであることについて、市長が確認するものであって、私法上の土地利用又は賃貸借等の権利関係まで立入確認するものではありません。すなわち、土地利用等の私法上の権利等は、すべて申請者の責任において処理されなければなりません。

したがって、排水設備等の計画の確認が提出される場合は、その申請書類が規則で定められている事項に適合している限り受理されるものであって、私法上の権利関係の事実まで審査、受理するものではありません。

指定工事店は、排水設備等の計画の確認行為又は完了検査が私法上の権利関係とは全く別個のものであることについて十分認識し、申請者が私法上の権利関係まで承認したもののごとく誤解することがないように努めなければなりません。

工事の施工にあたっては、隣地との境界等の権利関係について施主に立会いを求めるなどして慎重に施工し、いたずらに相隣間の紛争など引き起こさないよう十分留意し、その業務を行わなければなりません。

(2) くみ取便所を水洗便所に改造する場合の計画の確認

〈条例第14条第2項〉

第4条及び第5条の規定は、処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造する場合に準用する。

排水設備の新設等を伴わない場合であっても、処理区域内でくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者は、排水設備と同様に、その計画の確認を受けなければなりません。

6 排水に関する受忍義務等

〈法第11条〉

前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

法第10条は、排水設備の設置義務（利用の強制）や設置義務者について規定していますが、土地の状況によりやむを得ず他人の土地又は排水設備を使用しなければ、下水を公共下水道に流入することができない場合、法第11条では、当該土地の所有者又は排水設備の所有者に対してその土地や排水設備の使用について受忍をするよう義務付けています。

7 下水の種類

表 1-1

汚 水	雨 水
生活若しくは事業に起因する排水	自然現象に起因する排水
水洗便所からの排水 台所、浴室、洗面所、洗濯場からの排水 屋外洗い場からの排水 プールからの排水 工場、事業活動等により生じた不排水 地下構造物からの湧水 その他雨水以外の排水	雨水 雨どいからの排水 地表にでてくる湧水 雪どけ水 その他不要な自然水

なお、上記以外に次の取扱事項があります。

- 1 業務用露天駐車場の床面の雨水排水は除害施設を経由して汚水扱いとします。
- 2 建築現場の根切（根堀）箇所からの排水は汚水として扱います。
- 3 池からのオーバーフロー水は原則として雨水扱いとします。
- 4 露天の地下式立体駐車場及び建物のドライエリアに吹き込んだ雨水については雨水系統へポンプにより排水することができます。
- 5 プール等の排水で水質基準を満たした場合は、雨水として取り扱うことができます。（接続特例の許可が必要です。）
- 6 給油施設の露天部床面に降った雨水排水は雨水扱いとし、貯留設備（油水分離槽と同構造）を経由して公共用水域（雨水管）へ排出してください。
- 7 潜熱回収型ガス給湯器及び家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水の取扱いについては、汚水系統に排水することを原則としますが、設置する「潜熱回収型ガス給湯器」及び「家庭用燃料電池システム」が一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）の認証機器であれば雨水系統の排水設備に排水することを認めるものとします。

また、雨水排水設備にドレン排水を接続する場合には以下について留意すること。

（1）ドレン排水を直接地先の側溝等に排水する場合の飛散、溢水等に配慮すること。

（2）ドレン排水の状況等の点検・確認等に支障の無いように配慮すること。

なお、特定事業所等で設置・使用する潜熱回収型ガス給湯器及び家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水を公共用水域へ排水する場合には、みどり環境局水・土壌環境課に相談の上、その指示に従ってください。

8 排水設備の工事の施工者

(1) 排水設備指定工事店

〈下水道条例〉

- 第38条 排水設備の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。
- 2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 排水設備指定工事店は、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市長の確認を受けた後でなければ、第1項の工事及び改造工事に着手してはならない。

排水設備が法令等の基準に基づき設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑をかけることになるため、この工事を行うのに十分な知識や施工能力を持っている排水設備指定工事店でなければ排水設備等の工事を施工することができないこととしています。

指定工事店は、工事の申込みがあったとき、条例で定める必要な手続き及び本市に提出すべき書類、さらに書類の提出を怠った場合の罰則について、工事申込者に書面を用いて説明しなければなりません。また、説明を行ったことを本市へ書面（工事申込者の署名がなされたもの）により、すみやかに報告しなければなりません。

また、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書により、市長の確認を受けなければ、指定工事店は、工事に着手することができません。

上記の義務に違反した場合、条例により過料が課せられます。

(2) 横浜市排水設備指定工事店規則

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/koujitenseido.html>)

(指定の基準)

第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。

- (1) 神奈川県内に営業所がある者であること。
 - (2) 営業所ごとに責任技術者を1人以上選任していること。ただし、神奈川県内における他の営業所について兼任させることを妨げない。
 - (3) 工事の施行に必要な設備及び器材を有する者であること。(注3)
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。(注4)
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - イ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事等の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- (平12規則80・平19規則89・平23規則70・令6規則78・一部改正)

(注1) 排水設備工事責任技術者の認定試験及び更新講習は神奈川県下水道協会が行うため、その合格者及び更新講習修了者を下水道排水設備工事責任者（以下「責任技術者」という。）とします。

(注2) 排水設備指定工事店規則（以下「規則」という。）では、指定工事店は1人以上の責任技術者（代表者、役員及び従業員として正規に雇用している者の中から）を置くことを規定しています。したがって、アルバイト、臨時社員、派遣社員は責任技術者に該当しません。また、雇用関係が第三者でも客観的に証明できなければ認められません。このことを証するものの写しは排水設備指定工事店の申請時に提出してください。

- ① 社会保険の保険金の負担状況（各種健康保険被保険者証）
- ② 労働保険の保険金の負担状況（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書）

- ③ 当該年度、市民税・県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- (注3) ① 神奈川県内に営業所（店舗）が存在し、外観からも実際に営業していると判断できることが必要です。
- ② 規則に基づき、指定工事店は自ら工事の施行を行い、また、工事に必要な設備や器具及び器材を有していなければなりません。
- (注4) これらに該当する者は、それだけで指定工事店の指定を受けることができません。

(指定の有効期間)

第5条 工事店の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年の範囲内において、市長が定める。

指定有効期間満了後、引き続き指定工事店の指定を受けようとする者は、規則第6条の規定に基づき更新の手続きを行ってください。

(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他の規程及びこれらに基づく市長の指示に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。(注1)
- (2) 適正な工事費で施行しなければならない。
- (3) 工事の請負契約を締結する際には、工事費用、しゅん功期限その他市長が必要と認める事項を明確に示さなければならない。(注2)
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。(注3)
- (5) 自己の名義をもって他人に排水設備指定工事店の業務を行わせてはならない。(注4)
- (6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、責任技術者に行わせなければならない。(注5)
- (7) 工事が完了したときは、遅滞なく、当該工事が完了した日を記録し、当該記録を同日から5年間保存しなければならない。
- (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。(注6)
- (9) 災害その他の緊急の必要がある場合において、市長から排水設備の復旧等のための協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。(注7)
- (10) 責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。
- (11) 工事に使用する材料は、市長が承認した規格のものでなければならない。
- (12) 市長が行う工事の完了検査には、責任技術者を立ち合わせなければならない。(注8)

(平25規則294・令6規則78・一部改正)

排水設備工事の施工に関しては、法令及び条例等でその構造や施工基準等の基本的事項が定められています。指定工事店は、これらの事項を遵守しつつ工事を施工しなければなりません。

- (注1) 拒否できる「正当な理由」としては、申込みを多数受けていて、それ以上引き受けると施工能力を超えてしまうような場合をいいます。
- 工事の申し込みを受けた場合、形式的な契約のみを行い、以後長期間工事を行わず放置するような場合は、本号に違反し、指定取り消し処分の対象となります。
- また、正当な理由に基づき工事の申込みを断る場合は、申込者にその理由を明確に説明しなければなりません。
- (注2) 適正な施工で工事を行う際は、あらかじめ工事金額、工事期間等重要な事項を明示しなければなりません。
- (注3) 排水設備工事の施工は、第3条に定める指定要件を満たした指定工事店のみ認められています。したがって、指定工事店は自ら施工しなければなりません。
- (注4) 工務店等の建築業者が家屋の新增改築を請け負い、この業者が排水設備工事も同時に行い、このとき、指定工事店の名義（いわゆる名義借り、名義貸し）のみを借りて所定の手続を済ますというようなことは、指定工事店制度の趣旨に反するため禁止しています。
- (注5) 責任技術者は工事の設計及び施工の全般にわたって技術上の責任がありますが、責任技術者を雇用している指定工事店は、雇用主としての責任や請負工事契約全般に履行責任があることを規定しています。
- (注6) かし担保責任は無過失責任であり、天災等の不可抗力又は使用者側に故障等の責任がない限り、工事施工そのもののかしによるものとして、指定工事店側において補修しなければなりません。住民から工事を請負うときは、請負契約書に本号の実効性を確保するため、かし担保責任について、1年の保証期間を明記することが望まれます。
- (注7) 指定工事店制度が、排水設備を設置する際の適正な技術水準の確保のほか、緊急時における即応体制の確保も目的としています。したがって、指定工事店は災害等緊急時に排水設備の復旧工事に協力できるよう努めなければなりません。
- (注8) 責任技術者は、排水設備工事の完了検査に立会うことを規定したものです。この際、排水設備計画確認申請書の内容と施工内容と異なるなど、工事施工に適性を欠くことが明らかになった場合は、改善命令に従わなければなりません。

(届出)

第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書(第4号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法人である場合においては、組織変更をしたとき、又は代表者を変更したとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 営業所の所在地を変更したとき、又は住居表示に変更があったとき。
- (5) 責任技術者を変更したとき。
- (6) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。

2 排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、又は休止したときは、速やかに、排水設備指定工事店 廃止 届出書(第5号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。
店 休止

本条は、指定要件、欠格条項に関する事項及び異動に関する事項等の届出義務について規定したものです。

- 1 個人又は法人の代表者が、破産者となった場合は、指定の基準の欠格条項に該当します。この場合は、異動届ではなく排水設備指定工事店廃止届出書を提出し、併せて指定工事店証を返納してください。
なお、この手続を怠ったときは指定取消し処分となります。
- 2 指定工事店及び責任技術者の届出事項に変更があったときは、速やかに関係書類を提出してください。
 - (1) 指定工事店の代表者が異動したとき、指定工事店異動届出書と登記事項証明書(会社法人)、身分証明書、住民票、指定工事店証等の関係書類を提出してください。
 - (2) 営業所を移転(仮移転を含む)する場合は、指定工事店異動届出書と登記事項証明書(会社法人)、営業所の平面図及び付近の見取図、営業所の写真(外観(商号又は名称の分かるもの、所内の様子))、指定工事店証を提出してください。
 - (3) 責任技術者の変更は、新たに専属する場合と、専属を解除する場合とがあります。これは、指定要件に係わる重要な事項ですので、必ず指定工事店異動届出書(責任技術者の増減)をもって手続を行ってください。
 - ア 責任技術者を新たに専任したときは、新たな責任技術者の有効期間内の(試験)合格証又は(更新講習)修了証の写しと専任を確認できる書類(雇用保険証、健康保険証等)の写しを添付してください。
 - イ 責任技術者に転勤、退職等の異動があった場合も減の異動手続を必ず行ってください。
 - (4) 責任技術者の氏名、住所に変更があった場合は、神奈川県下水道協会に速やかに届出を行ってください。

※ この届出を怠りますと、責任技術者の更新講習会の案内・申込みの通知が届かなくなり、責任技術者の資格が失効することもあります。

また、指定工事店で責任技術者が一人しかいない場合、その者が更新講習を受講しないと、資格が失効状態になるため、指定工事店の指定を取り消さなければなりません。責任技術者の資格の有効期間が切れた時点で直ちに、排水設備指定工事店廃止届出書を提出し、併せて指定工事店証を返納してください。

なお、廃止届の提出を怠りますと取消し処分され、2年間は、指定工事店になることができませんので、特に注意してください。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当する旨の届出があったとき、又は同条第2項の届出があったときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止するものとする。

2 市長は、排水設備指定工事店が第7条又は前条の規定に違反したときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止することができる。(注1)

(注1) 指定工事店が、法令、条例、及び規則等の違反のほか第7条の遵守事項に違反、又は指定工事店としてふさわしくない行為を行ったときは、指定の取り消し、又は一時停止の処分がされます。

9 排水設備工事の完了の届出

(条例第5条)

排水設備の新設等を行った者は、規則で定めるところにより、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

10 排水設備の検査

(1) 立入検査

〈法第13条第1項〉

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

下水道の維持管理の適正化を図るため排水設備、除害施設及び特定施設等への公共下水道管理者の立入を想定しています。

(2) 完了検査

〈貸付規則第9条〉

前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、水洗便所改造工事又はし尿浄化槽^{せう}廃止工事の完了後、速やかに市長が行う検査を受けなければならない。

本条に基づき下水道河川局では、助成金及び貸付金の適正利用の観点から検査を行っています。
なお、「助成決定者」は必要に応じて「貸付決定者」と読み替えてください。

(3) 責任技術者の立会い

〈指定工事店規則第7条第2項第12号〉

市長が行う工事の完了検査には、専属の責任技術者を立ち合わせなければならない。

11 排水設備の改築、修繕又は清掃その他の維持管理義務者等

ア 排水設備の改築、修繕又は清掃その他の維持管理義務者

〈法第10条第2項〉

法第10条第1項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

【解説】

法令の規定に基づいて設置された排水設備であっても、損傷などによりその機能が十分に発揮できなければ、法の目的を達成することができません。そこで、排水設備の適正な保全を図るため、その維持管理等の義務者が定められています。

長期間、点検や維持管理を行っていないと、排水管の閉そくなどにより、生活に支障をきたしたり、悪臭等の発生により周辺環境が悪化します。

このため、快適な生活を送るためには、維持管理を以下の目的により行う必要があります。

- ① 排水設備の機能確保
- ② 排水設備の延命化
- ③ 公共下水道の損傷防止や公共水域の水質保全

排水設備の維持管理

- (1) 日常の注意及び定期点検を行ってください。

日常の注意としては、排水設備の流下を阻害するものを流さないことやますの上のごみなどの除去をしてください。

定期点検としては、設備の種類に応じた点検項目や点検周期を定めて異常の有無を確認し、異常を確認した場合は、適切な措置を講じてください。特に屋外排水管やますにおいては、破損、目地からの漏水、木根の浸入や土砂の流入がないかを確認してください。

- (2) 工事完成図書等を保管してください。

設置者は、排水設備工事検査合格後または竣工後に工事業者より、工事完成図書を受け取り、今後の維持管理のために保管し、活用してください。

また、定期的な維持管理の記録を残してください。

- (3) 改築または増築の届出を行ってください。

排水設備の改築・増築を行う場合は、新設と同様に条例等で定める計画確認申請等の書類提出し確認を受けてください。

イ 排水設備の管理人

〈条例第39条〉

法第10条第1項の規定により排水設備を設けなければならない者が横浜市に住所を有しないときは、市長は、下水道に関する法令及びこの条例に規定する一切の事項を処理させるため、その者に対し、横浜市に住所を有する者を排水設備の管理人に選任することを命ずることができる。